

## 松江藩の郷校について

—新史料「郷校取調巡郷日記十五」（桃文之助）を中心として—

磯 辺 武 雄

### はじめに

幕末維新时期を迎えると、各藩は時代に即応すべく藩政改革に取り組んだが、その大きな柱の一つとして、教育体制の改革をあげることができる。たとえば、松江藩でも従来の士卒教育中心の体制を改め、郷村の庶民教育振興、すなわち郷校の設立にも積極的に取り組んでいた。松江藩の郷校設立は、明治二年三月、修道館儒学校助教河合謹藏らによる議事院への建言<sup>(1)</sup>によってその端緒がみられるが、しかし、この建言に先立ち明治二年二月、新政府が「府縣施政順序」の中で「小学校ヲ設ル事」を挙げ、小学校の設立を奨励していることを考える時、藩でもすでに庶民教育のための郷校設立計画が進行中であったことは十分に推測することができよう。もつとも「小学校ヲ設ル事」の奨励と松江藩の郷校設立計画とが、具体的にどのような関連をもつているかは明らかではないが、すでに沼津や京都等では明治二年に小学校の設置をみているし、こうした全国の庶民教育振興気運の中で、松江藩においても郷校設立が促進されていったものと思われる。

そこで本稿では、新史料「郷校取調巡郷日記十五」の解題と史料全

明治四年三月には、郷校設立のため南学大教授桃文之助は学校懸山本権大属と共に「追々十郡ニ郷校御取建相成候御議定ニ付右取調之為」巡郷を行っている。また、同年五月には「教導所學則」<sup>(3)</sup>が制定され、これを契機に郷校が諸郡につぎつぎと開設されるにいたった。しかも、この教導所學則の制定によって各郡に設立される郷校は郡内の諸教導所を統率する頭取の教導所として位置づけられ、しかも、この郷校は直接に修道館の管理下におかれると、いわば教導所—郷校—修道館という一つの組織形態がつくられたといえる。こうして明治五年に至って、ようやくその体裁を整えたものの、学制発布を間近にして修道館は「県治一新」を理由に同年四月三十日に閉館となつた。この結果、各郡の郷校および教導所は衰微の氣運にあつたといいうものの、これらが近代公教育の学制受容の素地となつた点は特筆すべきことであろう。しかし、こうした各地域の郷校が近代的公教育の学校へと具体的に連続あるいは非連続してゆく実情を実証的に把握する文献資料等は非常に限られている。

文を紹介し、郷校の制度と実情についていくらかでも知っていたいただき、かつ近代公教育の学校設立状況に関する実証的調査・研究の一助になれば幸甚である。

## 〔一〕

本史料「郷校取調巡郷日記十五」（以下「本史料」という）の全文紹介に先だち、若干の解題を付しておきたい。

学制公布（明治五年八月）の年の一月、島根県（明治四年十一月十五日、松江県・広瀬県・母里県・隱岐を合併成立、隱岐は同年十二月更に分離し鳥取県へ合併）は、郷校取調べのため修道館教授らを派遣したが、この時の一人である南学大教授桃文之助が巡郷の様子を詳しく記録したものが「本史料」である。桃文之助は、名は好裕、字は君綽、号は節山（又は脩齋）、通称は文之助といつた。天保三年（一八三二）十一月三十日に出雲国松江藩の侍医杉貞庵の次男として生まれ、十八才の時、松江藩の儒者桃翠庵の養子となり、のち藩校修道館の助教から教授となつた。廢藩置県後も島根県に出仕して、教員伝習校（のちの島根県師範学校）の教師兼監事となるなど晩年まで教育に関係し、明治八年（一八七五）十一月十三日、四十三才で没している。

彼には「出雲私史十二卷」、「藩祖御事蹟」等の著書のほかに、「公私要記」、「出張日記」、「後出張日記」、「西遊日記」、「京役日記」、「第十九中学区巡回日記」等の日記類があるが、これら日記類には、通し番号が付されている。すなわち、「本史料」の表紙に「十五」とあるの

は、第十五冊めの日記であることを示している。

「本史料」によれば、巡郷者は、南学大教授桃文之助の外に、学校懸権大属小川操一郎、同懸附属森城四郎、西学少教授田代鶴平らの計四名である。また、「本史料」冒頭の「此度出郷之節心得大略」から巡郷の主な目的は、郡中すべての教導所（寺子屋、私塾）へ「教導所學則」や「女學則」等を申し渡し、同一の學則を適用させること、諸教導所の教師および門人のうち、選抜された者の學業を試業し、かつ格別出精の者については褒賞をすること、一郡一ヶ所ずつの郷校へは、その郡内諸教導所の頭取としての心得を申し付けること、郷校の経費や運営に関する郡割（すなわち明治四年十月に定められた郡中人別賦課法をさす）等については、郡役人へ十分に申し渡すこと、教導所には七才より入学のことを郡内へ布告させること等々であったことを知ることができる。

巡郷は、明治五年正月二十二日より同年二月九日までの都合十七日間にわたっているが、この間、森城四郎以外の三人はそれぞれ従僕一人を同伴させている。また、桃には出郷費用として五百九拾三貫文（内訳は、日数十六日分銭五百七拾六貫文、帰着当日分銭拾七貫文）が支給されている。これは、一日分銭三拾六貫文（上下二人）の割で、その内訳は、手当銭拾貫文、旅籠代拾四貫文、昼支度七貫文、嘉魚一荷五貫文となっており、これは正權少属の旅費に相当するもので、当時の学校大教授より少助教まではすべてこれに相当させて支給したものである。

さて、「本史料」での巡郷の行程をまとめてみると以下の表のようになる。

			試業日	郡名	南学教導所	西学教導所	試業場所	付記
正月廿二日	秋鹿	同下(西学と合併)	岡本東林寺	東林寺	松江より秋鹿へ			
廿三日	楯縫	平田町石橋屋(孫八宅)	同上(南学と合併)	孫八宅	岡本より平田まで四里			
廿四日	出雲	三步一村黒田龍	中洲村常勝寺	勝部本右衛門宅	平田より坂田まで一里計			
廿五日	神門	塩治村高勝寺	今市町外レ大念寺	大念寺	坂田より今市まで三里計			
廿七日	飯石	未開設	多久和村寿福寺	廣澤真玉天神々職	今市より三刀屋まで五里計			
廿八日	仁多	未開設	三成町善勝寺	三刀屋天神々職	三刀屋より三刀屋まで五里計			
二月朔	大原		佐世村妙昌寺	三成ノ郡家	三成より木次まで五里半計			
三二日	意宇	湯町報恩寺	来海村来迎寺	加茂町東林寺	木次より木次まで一里半計			
五日	能儀	未開設	安来町洞正院	報恩寺	木次より木次まで一里半計			
七日	大意宇内島根	宅入村岡本立穀	波入村観音寺	湯町より安来へ	木次より木次まで一里半計			
八日	島根	未開設	坂本村安養寺	波入村観音寺	木次より木次まで一里半計			
			川津村郡家	波入村観音寺	木次より木次まで一里半計			
			より五十丁計より川津へ	より五十丁計より川津へ	木次より木次まで一里半計			
			より二里半計より安来へ	より二里半計より安来へ	木次より木次まで一里半計			
			より二里半計より大根島へ	より二里半計より大根島へ	木次より木次まで一里半計			
			より二里半計より本庄へ	より二里半計より本庄へ	木次より木次まで一里半計			
			より二里半計より本庄へ	より二里半計より本庄へ	木次より木次まで一里半計			

これによると、南学教導所と西学教導所はそれぞれ異なった場所に開設されている場合が多いが、秋鹿、楯縫両郡のように南学、西学が合併のものもみられる。また、西学教導所は十郡すべてに開設されているのに対して、南学教導所は未開設の郡が四郡もあり注目される。もつとも、これら未開設の郡の多くは、この巡郷を機会に開設の予定を進めていたようである。たとえば、飯石郡では、少々漢学の心得ある二人が三刀屋町天神々職宅で正月廿二日より稽古を始めており、松江より教官一人を差し向けるよう申し出ている。また、仁多郡では、近々に三成町および横田の両所に開設した旨申し出ており、島根郡では、既存の西学教導所とは別に、新たに川津の一ヶ所南学・西学の合併の教導所を開き、外に東方に本庄あるいは手角に一ヶ所、西方で生馬に一ヶ所、都合三ヶ所に開設し、川津の分を根本とし、来たる二月廿日より始めたく、教官一人を差し向ける様申し出ている。なお、大原郡では、すでに岡村八幡神職門脇宅に開設されていたが、近來別に加茂町東林寺に南学郷校を開設した旨申し出て許されていいるが、教導所頭取は岡村に命じ、「加茂ノ分ハ郷校ノ分課教所之心得ニ談する積なり」と記してある。また、この機会に加茂において開講式を行うことを願い出ている。以上の様子から、巡郷は、各郡の郷校・教導所教育を大いに促進させたばかりでなく、郷校・教導所の増設や新開設の契機となつたようである。こうして開設された教導所の数は「其前後設クル所ノ教導所ハ無慮百九十餘ナリト云フ」までに至つたのである。

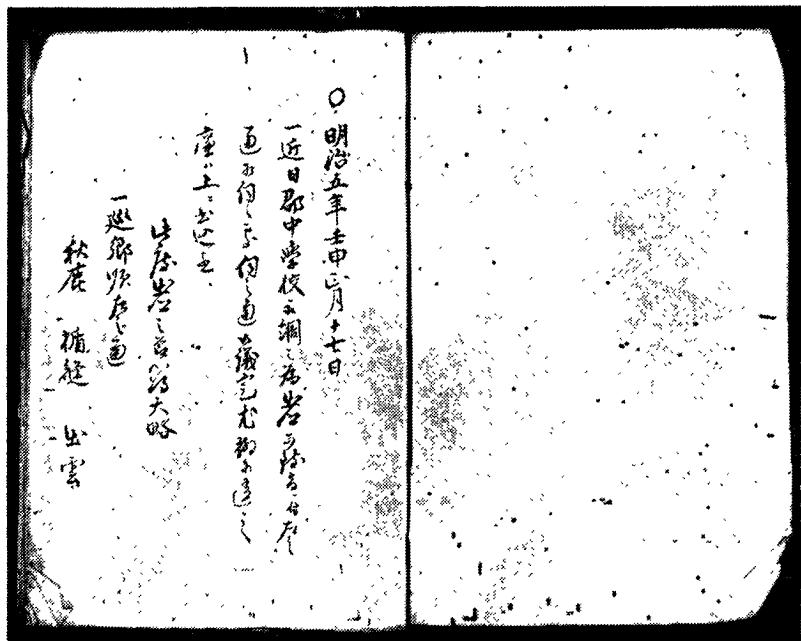
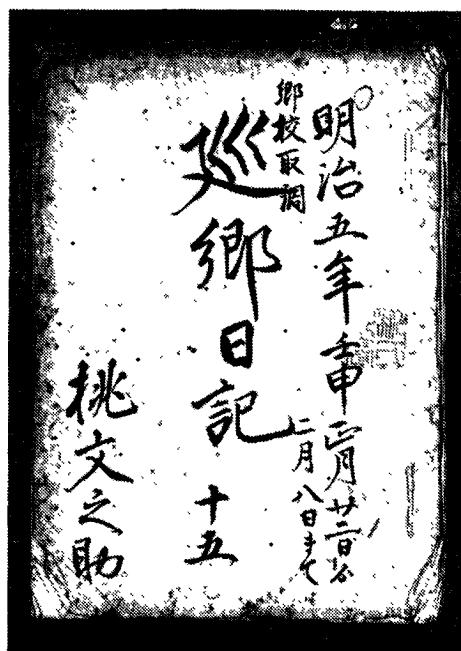
ところで、巡郷の様子は前述の「此度出郷之節心得大略」でおおよそのことは推測できるが、実際の状況について若干ふれると以下のようであった。先ず、桃らは、各郡の郷校および試業場所において、郡内のかねて学問に志ある面々を試業し、さらには教導所（寺子屋、私塾）の教師および生徒を試業し、それが済んだ後、郡吏および教師を呼び出し、学校取建の主意を詳しく申し聞かせ、教導所學則一冊、同表一枚、女學則一冊、同表一枚都合二冊二枚ずつを教導所教師へ渡している。また、学生には、修道館學則一冊、表一枚ならびに職制表二枚を与え、さらに教導所頭取（郷校）には御了簡の書付一通を添付したものと渡す外、県学校（修道館）で編集した「五十音」、「大統」、「地名」の三種を合本したものと二冊渡している。また、試業の要領についていえば、教導所教師や一般人で学問に志ある者に対しては、「論語」や「孟子」の明講釈をさせ、成績優良の者には「学問格別致出精候段神妙之事ニ候尚厚可致勉励候」等の書付の賞を与えていた。

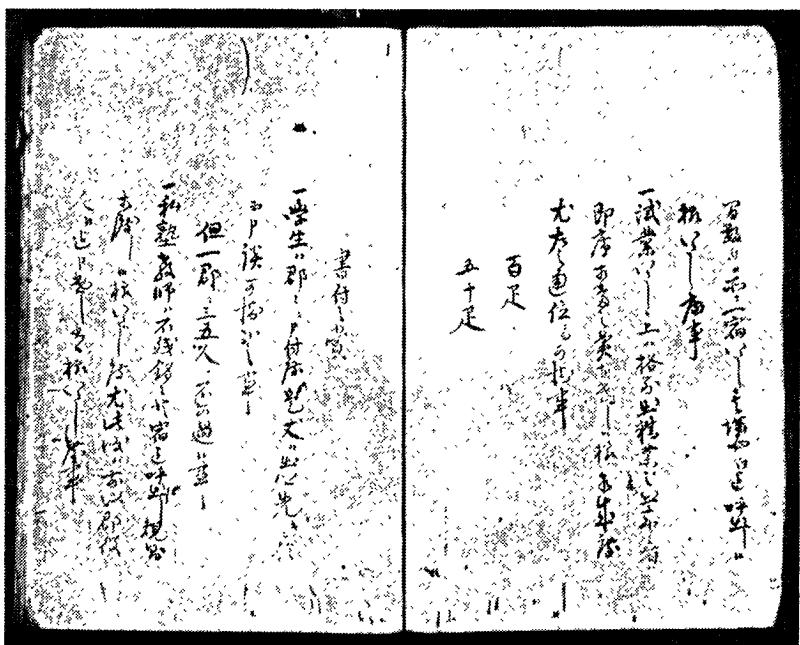
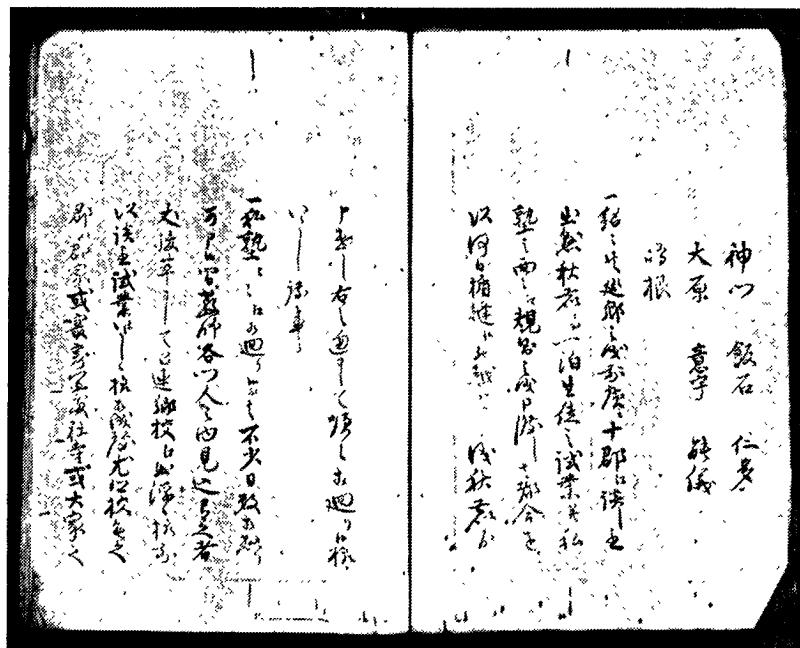
また、門人の試業に対しては、大・中庄屋および得業生数人の列席のもとで、十六才以下の者に、主として「四書五經」、「孝經」、「十八史略」等の素読、明讀、講釈、明講が課されているが、中には、「職原抄」の明講や「出雲風土記」、「医範提綱」、「日本樂府」等の講釈もみられる。なお一例ではあるが、神門郡において十二才の女兒が、「女庭訓」、「女今川」、「女大學」、「論語」全部の明講をなしたのみならず、「坐作進退等迄も能調べり」として特記している。また、出雲郡においては、七才の男児に「商売往来」の暗氣を課している。なお、得業

生に対しても、漢文および和文を書き出させ、これによつて銘々の力を試みたり、あるいは詩歌の題を出し、これを作らせたり、さらには五十音を規則に加えているが、これは皇漢学に必要であるばかりではなく、雲州なまりを糺すためでもあるとしている。こうした巡郷地における試業において、「格別出精業之出来候者」へは、即席相当の褒賞として、最高七貫文から書付までの賞が与えられている。また、県学校への選抜学生については、県学校學則表にしたがつて「一等学生」および「二等学生」といった等位が申し付けられている。

以上、本史料について簡単な解説を述べたが、以下にその史料全文を掲げる。

〔二〕 史料 「鄉校取調巡鄉日記十五」（桃文之助）





明治五年壬申正月十七日

一近日郡中學校取調之為出鄉可致旨ニ付左之通相伺候處伺之通御議定

尤聊相違之廉ハ上ニ書込置

此度出鄉之節心得大略

一巡鄉順左之通

秋鹿 梯縫 出雲

神門 飯石 仁多

大原 意宇 能儀

鳴根

(頭書)

「大根鳴ヘハ別ニ能儀ノ鳴根ニ渡る間ニ参りシ積」

一銘々共巡鄉之儀前廣二十郡江談し置出懸秋鹿ニ而一泊生徒之試業并私塾之面ミ江規則之儀申渡し其都合を以何日梯縫江罷越レヒと申儀秋鹿ル申遣し右之通にして順ミ相廻リシ様いたし度事

(頭書)

「本文之通ニシテハ共郡中人別呼出之都合も有之事ニ付来ル廿日ニ秋鹿橋縫両郡之分申遣し置秋鹿ル出雲梯縫ノ神門と申如く前ニ郡々申遣シレ方都合可然との事ニ相成」

一私塾々々江相廻リシ而是不少日数相懸り可申シ間教師各門人

之内見込有之者丈抜萃にして召連鄉校江出浮シ様前以談置試業いたし様相成度尤鄉校無之郡ハ郡家或取寄宣敷社寺或大家之間數ある所ニ一宿いたし其場所江迄呼出シ様いたし度

事

一試業いたし上ハ格別出精業之出來レヒ者ハ即席相當之賞を遣シハ様相成度尤左之通位ニ而可然事

百疋

五十疋

書付之賞

(頭書)

「本文位之賞ハ遣シレヒても宜敷シ得共百疋ハ士族卒之賞ニシテ間鳥目何貫文を以可遺旨」

一學生ハ郡ミニ申付度是丈ハ出鄉先キニ於而申談可然哉之事

但一郡ニ三五人ニ不可過レヒ事

(頭書)

「学生申付可然シ得共可成丈相減し二人を高とすヘキ由」

一私塾教師ハ不残銘ミ共宿迄呼出し規則相渡シハ様いたし度尤此儀ハ前以郡役人江迄申遣し置シ様いたし度事

但もし其節差障等有之不罷出面々ハ銘ミ共帰郷之日限見計

何月上旬或下旬学校江罷越シ様談置度事

(頭書)

「私塾教師も出席之者ハ試業いたし其日出席不致シ得者規則を郡吏ヘ渡し置郡吏ル當人ヘ江渡させシ手筈」

一一郡一ヶ所ソ、之郷校ハ其郡内私塾頭取之心得を以懸引いたしげ様申付度事

但本文之通相成居不申シ而ハ規則之儀等彼是ニ付不都合之

十九日

一郡割等諸事之始末ハ此度出郷之節郡役人江志かと及懸合大抵規則相立帰りゆ様いたし度事  
 一郷校引受之面より度々申出ゆ儀も有之ゆ間郷校江郡役人時々出席いたし諸事肝煎りゆ様申談置度事  
 一七歳より入学之儀ハ此度出松之節郡役人江申談郡内江布告為致  
 い様可致哉之事  
 一教導所并女学揭示之學則ハ郡中ニ而も揭示可致訣ニ被存ゆ處此方より可相渡哉不殘渡しう様相成ヒ而ハ不少事ニ候間一郡一ヶ所之是迄之郷校之分丈相渡し其餘ハ右郷校より渡ゆ様いたしゆ而ハ如何哉之事

(頭書)

「教導所學則同表女学則同表合して二冊二枚ツ、いつれ江も相渡し

郷校江ハ別ニ松江之學則一冊同表一枚職制表一枚学生五之御了聞之數を記しけ者一枚渡し置揭示之分は彼方銘ニニ為認ゆ都合」

廿一日

一森城四郎来ル出郷入費相渡りゆ由ニ而持参いたし呉ゆ事如左

一錢五百七拾六貫文

日数十六日分

一錢拾七貫文

帰着當日分

メ五百九拾三貫文

右ハ学校教官ハ假官等ニ而等不相定事ニ付大教授より少助教迄都而少属之場を以被相渡ゆ御議定尤此儀ニハ聊議論も有之候へ共先これにて相渡置との事之由正權少属旅費如左

一錢三拾六貫文 上下式人

但一泊分昼夜所共

此譯

拾貫文 手當錢

拾四貫文 旅籠代

一此度巡郷ハ学校懸ニ而權大属小川操一郎附属森城四郎南学ニ而拙者西学ニ而少教授田代繩平合四人来ル廿二日より廿日之間之御議定ニ相成

七貫文 昼支度

五貫文 嘉魚一荷

廿二日朝少々雨後晴

一今日発程ニ付縣廳江届之儀ハ學校縣附屬江托し置尚又南學官員中并北學西學劍術所之教授中江も及為知如左

十郡學校取調として今正月廿二日致出鄉い

一朝六時発程之約束ニ而小川権大屬方江集る同人宅ニ而酒を供し一同三五盃ツ、相傾醉ニ乗して五半時頃小川田代拙者三人ハ馬ニ而發ス馬ハ被相渡拙者ハ浮船と号する馬也小川之若黨ハ鳥越賢一拙者ハ中川三郎田代ハ足立小次郎森は無僕都合七人荷物ハ銘ミ挾箱一荷ツ、外ニ森御用物挾箱一荷ありて都合四荷也

(頭書)

「人足賃一里ニ付三百武拾八文之由」

馬上ニ而詩歌如左

乘醉揮鞭醉未醒凝眸四馬幾回停鷗遊鷗戲初春水殘雪連山白半青

な可めよし日影うるハシ馬はやしあ可ぬふしなき門出なる哉

かくて四時頃秋鹿之郡家江着須出役須田蘋藏大庄屋田村弥三右衛門

中庄屋原田柳五郎引野三郎兵衛西學得業生清水順民来ル晝支度ハ鄉

校ニ手配置い由申出ひニ付直ニ發して鄉校ニ至る鄉校ハ岡本村東林寺ニ而南學西學合併なり

松江より秋鹿江三里それより鄉校江半里計

鄉校ニ而午飯を喫し終而當郡内兼而學問ニ志ある面々を試験し又私

塾之教師及生徒を試験須右濟而郡吏及教師を呼出し學校取建之御主意を詳ニ申聞せ教導所學則一冊同表一枚女學則一枚同表一枚都合二冊二枚ツ、を私塾教師江渡し右之外ニ修道館ノ學則一冊同表一枚并職制表二枚學生江遣ス御了簡之書付一通を添て教導所頭取是迄之者江も可渡置筈なれとも東東林寺ハ西學之方のみ相開ケ南學之方ハいまた相開け須いニ付右開ケい得者相渡し可申旨を以郡吏江相渡し置外ニ此度修道館ニ而御出来之五十音大統地名三品合本二冊も教導所頭取江渡し置此規則談しハ小川より取計之談方都而十郡同様ニ付以下詳ニ錄せ須尚巨細之事ハ出鄉前伺条々之通ニ付略之右規則談じ之儀相済而又郡吏をも出席左之通小川より申渡之以下とも實は古見壽儀論語明講尺いた須佐陀本郷村醫師

中島見壽

右本職ニ懸添學問格別致出精い段神妙之事ニい尚厚可致勉励

壬申正月廿二日

學校

典意儀論語  
明講尺いたす

右同前

古曾志村醫師  
幡 典 意

(頭書)

「元來南學西學ハ内場之分課にて一學校たるの御規則ニ付外郡ニ而南學分課之教官なき所ハ都而西學引受之教官江まで相渡し置」

一試験之内ニ一咲之談あり一寺之僧あり私塾之師ニ而始ニ一見したる時ハ隨分有德之僧之體ニ見えたれハ如何するせんと考へ居たりしニ豈

ニ料らん何も心得たる事なく今日之御試檢ニ讀むへき書もなき由郡  
吏を以申出でしニより乍去手習ニ而もさせ一塾を開きたる程なれハ  
何も讀めぬとの断ハ立不申旨申答ハ處庭訓往来位より外存し不申由  
ニ付さらハ其庭訓往来ニ而も宜敷承り度と申聞ハ處則庭訓を持出せ  
しが如何にしても庭訓にてハト思ひし趣<sup>形谷</sup>ニ而鳥渡御免と申而勝手江  
退き三體詩を持來り詩を一首杜牧ヲと申哉否や千里鶯啼ノ一首を高  
らかに吟したるありさまハ如何にもをかしかりかれとも咲ハれもせ  
須口を掩而席の終るを待たりけり

一雨森精齋翁より海苔を贈らる依て此方より菓子を贈る鳥渡相見舞ひ心得  
なりしが大ニ不手廻シニ相成ヘニ付不罷出雨森翁ハ近来平田住居也  
一午飯を喫して後八前頃より大庄屋木佐得三郎中庄屋木佐愛右衛門長廻  
義一郎得業生三人出席試験を始む以下とも大中庄屋及得業生席ニ列する事皆同様なり終而規則を談す  
る事秋鹿ニ同し且左之通  
明讀 四書五經 五貫文 林木村源左衛門悖 園山尚市 上六才

今日秋鹿一宿之筈ニ而あれとも発程之節山科権少參事々被申聞ハ記  
も有之ニ付船を命して直ニ橋縫ニ向ふ時ニ夕七半時頃也

岡本久平田近四里

何厭餘寒凜逼躬布帆一片掛東風炮波雪嶺春初景未飽回看日已空  
山木青  
水の面賣へ身早し心のとけき初春のそづ

夜五時頃橋縫郡平田町江着郡家二宿須出役安食弥平次南学少得業生

長崎區近石橋屋孫八西學分得第亜國有和口居區不仕事不御門牙ノ頭にして大原郡南學中得業生黒田龍二來ル

此度出郷入費として相渡りひ錢森城四郎江相渡し置小川田代も相渡  
一會十八悉皆或四郎相引受歸着之主政等用ト内束

三日陰不雨風寒し

郷校江龍越ス郷校ハ石橋屋孫八宅也これハもと南学之郷校ニ而西學ハ上ヶ分村瑞雲寺なりしを近來ここに合併せる由

〔頭書〕  
「松江ノ是迄之例ニ倣而四書明讀ハ十三才にて五經明讀ハ十五才までニ而賞  
を遣ス然るニ此分十六才なるを調達なり且又素讀之分ハ素讀出精を認むべき  
をこれも調達也」外ニ医生二人を賞し西学ノ学生一人を命ス学生ハ南學ハ拙  
者ム西学ハ田代ダ申渡ス議定ニいた須扱又得業生江拙者ム頭書ニして口上ニ  
而申談する事如此

一方今學問之心得得業生ハ不及申其餘にも志あるものハ各通にし  
て可書出漢文和文心ニ任すへし〔これハ鉢々之力を試みん可為なり〕

て可書出漢文和文心ニ任すへし試みん可為なり

官員及生徒の出席簿を設ケ置隔月ニ学校へ出すヘシ  
一 南学西学ハ全く一学校之内ノ分課なれば諸事相互ニ示合同力發心

心力

力たるへし

を

一此度五十音ハ規則ニ被加ハ皇漢学ニ必用なる事ハ固より論なし且雲州ハなまり辞多けれハ先ツこれを以よく糺すへし

一詩歌之題を出し作らしむる事如左

歌題 春風春水一時來

詩題 早春遊望

右之条々を談する事以下皆同様なり

一右試檢終りしハ暮六時頃なりけるかそれも石橋屋弥八か心配にて酒肴を供須尚晩飯をも差出須へと申せしかとも辞して発ス時ニ六半時頃なり郡吏得業生などの心配にて三人とも馬ニ乗て発し出雲郡坂田村勝部本右衛門方江着須

平田タケダ坂田サカタ近一里計

此時本右衛門忤豊太郎西学大得業生飯塚文庵及黒田龍二途中まで迎ニ出ル着後大庄屋江角柳四郎中庄屋勝部繁左衛門本右衛門弟善四郎儀挨拶ニ出る本右衛門ハ松江江参り留守なる由

途中ニ而詩一首を賦須

暮雲淡シマツ出雲川春浅風寒馬不前借問シマツ今夜何處宿隔林一帯起炊炮

廿四日半晴半陰

一南学ノ郷校ハ三歩一村龍二宅續西学ハ中洲村ノ常德寺也常德寺ハ本右衛門宅也三十丁計なり南学之郷校ハ隣村にして至而近しいつれも手狭なる由ニ付本右衛門宅ニ而致試檢シラフ積ニいた須一朝薄茶を出し暫ありて別室ニ於而煎茶を差出度申いニ付參りゆ處少

し離れて池ニ臨みたる水亭なり善四郎手前を以群鳥といふ煎茶を供

筆ノ朝日  
ニ雅堂之画教幅を見るいつれも

須當家逗留之節認ひもの由

一平田ノ西学得業生并昨日命したる学生兩人來り三人江として葉子一箱持參

一晝前頃タメ試檢を始むる如例大中庄屋柳四郎繁左衛門及中庄屋勝部甚七も出席八前頭迄ニ素讀相濟而午飯を喫し八半時頃タメ講尺を始め暮六前頭済それも規則を談する事如例終而如左

(頭書)「詩歌之題枯縫同様これを命ス」

明讀アキラカ五貫文ゴケンモン神門郡見久村寛三郎伴陸市

明讀アキラカ五貫文ゴケンモン坂田村本右衛門タケダタウン本次郎

同ドウ三貫文サンケンモン勝部タケベ十三才

右幼年之處素讀格別致出精セイジ妙之事ニ付為其賞遣之尚厚可勉励モリカヒい

四書シキブ明讀アキラカ坂田村本右衛門タケダタウン十一才

同ドウ荒木アラキ十三才

黒目村クモムチ見寺ミヤマツ禪道弟子センドウジ恭慈コンジ

商賈往来ショウガリョウリ同ドウ武貫文ムケンモン市シ七才

右いつれも同文

四書シキブ五經素讀ソウジンスリドウ終而孟子講尺

五貫文ゴケンモン坂田村本右衛門タケダタウン十六才

右幼年ニシテ處學問格別以下同文

中原村医師亮庭伴  
黒目龜市

十五才

同前  
五文  
右兩人とも同文  
右終而拙者より左之通申渡ス  
中庄屋三人來ル  
中原村甚七伴  
勝部又一郎  
多久良造  
十五才

終而大原郡江参りい筈なり出役杉尾大四郎大庄屋直良為右衛門外ニ  
中庄屋三人來ル中庄屋六人あり高橋佐十郎中山達兵衛遠藤太兵衛中尾順七郎石橋只市藤間穂左衛門といふ今朝来りしハ誰々なりしや不詳外ニ大庄屋今一人あり金山谷左衛門といふ得業生等も數人來ル

右二等学生申付いた事  
壬申正月廿四日  
右三等学生以下同文  
西学ニ而二等学二人賞六人  
右何も終れるハ六半時頃也  
一何も終而酒及晩飯を出しそれより馬上ニ而發し神門郡今市町廣戸屋甚  
左衛門方江着す四半時頃なり途中まで西学得業生迎ニ出る  
坂田タ今市迄三里計

中原村元神職  
勝間芳丸  
南學

一松江学校引受より飛脚来ル宿状も来ル  
(頭書)  
「森城四郎儀是迄三等附属なりしか二等附属ニ被命」  
廿五日晴  
一住江武右衛門来ル学校□中教ニ而大原郡引受なれとも此迄神門郡引受なりし故此度拙者とも巡郷ニ付先達而頃當郡江參り居當郡之試檢成程これを以ても佛道之衰ひたる事想ふへし  
一試檢中をかしき事あり一人之僧私塾之教師なりけるか秋鹿の僧に同しく何も覺悟なきよし申出ひニ付何にてもよろしき旨答ひ處然らハ詩一首をといふや否や雲歟山歟云々之山陽之詩を讀ミ出せり其趣秋鹿之僧に同し扱ハ一寺之住持たる者かゝる事にても済むと見えたたり成程これを以ても佛道之衰ひたる事想ふへし

(頭書)

「歌詩之題柄縫出雲ニ同し尤神門ニハ詩を善くする□まゝ有之レニ付早春遊望杜審言之次韵を命ス」

一試験終而左之通申渡ス

職原抄論語十八史略明讀

四書五經明讀

塙治村長十郎伴  
宍道啓次郎  
十六才

同断

馬木村元神職正雄弟  
花田鹿之助  
十六才

孝經明講  
四書五經明讀

七貫文ツ、

杵築町百兵衛伴  
藤岡源之助  
十五才

同

論語講尺  
四書五經明讀

今市町医師天臣伴  
松之舎光太郎  
十二才

右いづれも出雲郡勝部豊太郎同文  
孝經明講  
四書五經明讀

塙治村医師元龍伴  
松本賢助  
十五才

古志村正法寺弟子  
积秀我  
十四才

下庄村船市伴  
武田門太郎  
十六才

同 同 同

五貫文ツ、

里方村医師見寿伴  
板木千市  
十六才

右いづれも同文

女庭訓女今川女大学  
論語全部明講  
五ノ文

今市町正三郎娘  
私塾正三郎門人  
十三才

右出雲郡勝部陸市同文

右之外西学ニ而二等學生一人賞五人

一右何も相済而旅宿ニ帰るハ夜五半時頃也それより追々郡吏得業生等挨拶として來り出雲郡得業生も來ル且梶谷精右衛門羊羹を携而来ル精

右衛門を知井宮本郷ニ而先年出陣之節宿りしもの也

廿六日朝少々雪後晴  
一朝五半時頃三人とも馬上にて今市を発し四半時過飯石郡三刀屋町江着

今市より三刀屋迄五里計

一三人とも一旦中原屋甚左衛門方江着須れとも手挾ニ付小川ハ森城四郎を携而隣家南京屋幾右衛門方江寵越ス  
一中庄屋永井萬四郎松尾栄三郎来ル大庄屋原傳九郎儀ハ用向有之今日來らざる由断ル西学中得業生常松謙齋井上橋水及南學ニ而命し置たる當分世話役廣澤菅田来ル

一當所ハ画家横山雲南か出所ニ而書画を所持せる由ニ付井上橋水か世話ニ而數十幅を取寄せ一覽須隨分旅中ニ而之一快事なり  
一當郡ニ而医学所ハ多久和村寿福寺を用ゐたる由南學之教導所ハいた開ケ須當分廣澤菅田宅ニ而世話いたし居レ得共同人儀も学力格別無之中庄屋栄三郎伴柳藏并物書中西鞍藏この兩人少々漢學出来レニ

付兩人世話ニ而當町天神々職廣澤眞玉之助宅ニ而去ル廿ニ而去ル廿  
二日タ稽古相始い由依而明日同所ニ於而試檢之積尤松江タ教官壱人

差向ケ吳い様申出いニ付其段松江江以飛脚申遣ス

〔頭書〕  
「帰郷之上廣澤管内ハ免ス」

廿七日晴

一朝五半時過廣澤眞玉之助宅江寵越試檢致す萬々如例終而左之通申付

二等学生	三刀屋町栄三郎伴
	松尾柳藏
同	中西鞍藏

西学ニ而賞二人

〔頭書〕

「詩歌題とも」

春寒花較遲

右之通にして作らしむ」

一右何も相濟むハ九時過なり一旦旅宿江帰り八半時頃三刀屋を発三

人とも宿駕籠ニ乗る尤木次までハ歩行ニ而木次之町を離れてより駕  
籠ニ須大原仁多之郡界なる桶谷といふハ兼而承り居れとも此度初而  
通りけるか如何にも幽谷なり谷川を左右江渡りて都合二十橋計もあ  
るよしなり此邊タ追々雪深く一二尺タ三四尺ニ及ぶ詩及び歌を咏す

る如左

衝天相對白峰嶺中着一條流水声行到火溪途忽暗人家何處借松明

仁多郡なる桶谷にてこゝハ素盞嗚尊の鳥髮山にて大蛇をきり給

〔頭書〕  
「詩歌題飯石と同様にして作らしむ」

外ニ西学ノ賞一人

〔頭書〕

右幼年ニト處儒学并医学格別致出精以下例文

四書五經明讀  
孟子二武卷明講  
講尺  
七  
五文

醫師秀齋伴  
千原春甫  
十五才

峯ミハ雪氣ながらニ霞みつゝみ山の里も春ハ来にけり  
山里ハまた雪深き軒端にも春を志らする鶯の聲

一西学之教導所ハ三成町善勝寺を用ゐたる由南學ハいまた不相開近々  
ニ當町及横田両所ニ相開き度由申出る依而此度ハ郡家ニ而試檢之積  
ニいた須

一八時過タ試檢を始め萬々例之如にして暮六時頃相濟左之通申渡ス

ニ當町及横田両所ニ相開き度由申出る依而此度ハ郡家ニ而試檢之積  
ニいた須

ひし時その血火になりて流れけるより谷の名ともなれるよし里  
人のいへるを聞て

火ニなりし昔やいつらひの谷の雪消の水の音高きか那

一夜四時頃仁多郡三成之郡家ニ着須此地寒甚し

三刀屋タ三成まで五里半計

廿八日雪ふる午後晴

一朝大庄屋中林嘉一兵衛來ル中庄屋兩人來ル中庄屋ハ岩田善左衛門系  
原作兵衛岩田栄十郎也□□ハ誰々といふ事不詳西学中得業生石原

仁齋千原秀齋來ル

一歌二首を作

一右試檢中ニ詩一首を賦須

光陰卅歲夢忽々學淺曾無分寸功且喜文風及偏境山村亦有讀書童

廿九日晴

一試檢之為呼出し置け内兩人昨日夜ニ入り参りけ者兩人有之如何可致

哉之旨大庄屋嘉一兵衛が申出け付今朝致試檢終而歩行ニ而発ス五

半時頃也八時頃大原郡木次町ニ至而午飯を喫須中鍛冶屋由右衛門と

いふ同町小西猪三郎來

松江学校江修行者也

三成ダ木次逕四里計

一八半時木次を発し加茂町竹内幾左衛門方江着七半時頃也

木次ダ加茂逎一里半計

一□役日野元助中庄屋渡野顯十郎西学ノ中得業生錦織道兼南学少得業

生三原愛三郎等來ル又住江武右衛門及意宇郡西学ノ中得業生大坪行

藏来ル

一當郡南学ノ郷校ハ岡村八幡神職門脇盈男の宅ニ而西学ハ佐世村妙昌

寺を用ゆ然るを近来別ニ加茂町東林寺ニ於而南学の郷校を開き度由

申出願之通被差免尤教導所之頭取ハ初発ダ岡村ニ開き居け事故岡村

之方江申付加茂ノ分ハ郷校ノ分課教所之心得ニ談する積なり加茂ノ

郷校ハ青砥立順<sup>医</sup>東林專混雲田中泰六等力を合せて入費等之世話い

たしけ由依而當郡之試檢ハ明日右東林寺ニ於而致しけ積申談置

一大原町ニ而私塾を開き居る祥雲寺賢養と申者明日ハ法用ニ而難寵

出由を今晚來ル依而今晚致試檢ハ積ニ而呼出しけ得共何も覺悟無之

只往来物位外承知不致申出けニ付何分夜中之儀にも有之先ツ其候

相返ス

二月朔日時

一松江ダ飛脚到来住江武右衛門儀飯石郡教導所引受相兼大原相仕舞直

ニ飯石江相廻り可申旨申来由申届

一大庄屋土屋半十郎中庄屋木村小右衛門来ル

一今日惣方相なかめ内歌一首を咏須

きさらきの景色となりぬ大原野木の芽もはる能風そよぎつゝ

一四時頃ダ東林寺江罷出及試檢萬々如例詩歌を命須る如左

歌題

一七時頃試檢相済左之通申渡之

四書五經明讀且論語講尺

五貫文

木村義三郎

十五才

同

同

陶山仁

十六才

同

同

野々村健

十五才

右いつれも出雲郡勝部豊太郎ニ同し

四書五經明讀且論語講尺

五貫文

小田忠恕

十八才

右幼年之處医学致出精傍儒学をも心懸け段神妙之事以下例

文

五貫文

野々村健

二十一才

右仁多郡千原春甫同文

同

三原和三郎

八才

明讀

學庸論語

式貫文

景山与

七才

右出雲郡勝部陸市同文

木次町嘉一右衛門伴  
小西伊三郎

右一等学生申付

加茂社元神職  
伊古美葵

右二等学生申付

加茂社元神職  
伊古美葵

右是适加茂郷校ニ而伊古美葵古瀬行助池田元和加藤謙斎竹内藏之助成相富太郎六人ニ而句讀之世話いたし居い由ニ付其内伊古美一人学生ニ命し其餘五人江ハ素讀致手傳い様武右衛門より申付可申旨談し置外ニ西学ニ而学生武人賞三人あり

一加茂ニ而も開講之式いたし吳い様願出い付武右衛門江申談し拙者ども退きゆ跡に而講尺いたさせ置

二日曇天午後少々雨

一行時頃三人とも馬上にて加茂を発ス意宇郡宍道町大坪行藏方江着する晝九前時也

加茂宍道江二里

一行藏儀ハ意宇郡之郷校江罷出彼是之手配いたしけ由ニ付隠居清信儀亭主振いたし一盃を傾ケ午飯を喫し終而又大坪氏心配にて馬を出し又三人とも馬上にて発ス少々雨ふり既にして休此度出郷ハ誠ニ天氣間合よろしく途中ニ而雨ニ逢ひしハ初而也七時頃通湯町之郷校報恩寺

江着

宍道湯町江二里半

一報恩寺ハ南學之教導所なり西學之教導所ハ来海村来迎寺といふを用て往来之路傍ニあり此度之試檢ハ湯町ニ而いたしげ積なり

一宍道より出せし三四之馬之内小川の乗れるハ昨年松江閑厩より拂ニなりし糸鹿といふ馬なり當時宍道町小綿久右衛門の所持なるか上り下り之時癖あるよし申出ゆ得共小川ハ昨年まで軍務ノ在職にて此馬ハ手心ありて恐るへき事なしとて乗れるに報恩寺ニ着せる迄ハ無事なれとも既に着して門内ニ於而馬より下りしや否やはね出しひみをきりて庭中をかけめぐり遂ニ鹿島ノ小祠ありけるを蹄して覆せり其節之拳搖一方なら須されども遂ニ門外江へ出てず人ニハ傷害もなし誠ニ幸なり

一意宇郡郷校引受少助教山本久之丞中得業生大坪行藏大庄屋松浦正治中庄屋永原市衛松浦武三引野惣市挨拶ニ出る既にして當寺住持も出る扱今日ハ追々晚景ニ及び所詮試檢ハ業ニ懸り不申ゆニ付明日ニいたし度乍去遠方より出浮居い者も可有之夫等之面々ハ不都合も可有之い間今日は右遠方之者丈相仕舞其餘ハ明朝との約束にして惣舎之三分ノ一計試檢いたし終而六半時頃報恩寺を發し福庭定四郎方江参り宿須

一先達而神祇少輔門脇重綾儀杵築江參り千家北島両家を始それ／＼身分之儀被命千家も華族ニ被列父子とも從五位ニ被叙伴尊福ハ少宮司出仕ニ被任ゆ由則尊福宿称の書状を被贈ゆ由ニ而郡吏より相届過日松江縣江被呼出則此間當所通行被帰ゆ節被認置ゆ由也

三日朝陰午後晴

一四時頃より郷校ニ於て試験いたしハ萬々如例詩歌題を命する事如左

湖上春望 詩歌共

一試験終而左之通申渡ス

四書五經明讀

湯町三郎右衛門仲  
福庭賢太郎  
十六才

右素讀格別致出精い段神妙之事ニハ依而賞之尚厚云々

二等学生

醫師瑞鑑仲  
福間寛平  
総右衛門弟

三等学生

松浦平市

外ニ西学ニ而学生老人賞式人

一湯町福庭定四郎ハ則是近面白と称せしものニ而其座敷眺望其宜敷巒羽倉の北山并松江城下意宇湖など都而境内江取り入れた有様にて如何にも美景なりけれハ詩一首を賦ス

風柔雲靜夕陽殷靄色平涵卅六湾鳥逐去帆飛漸遠人投芳餌意猶閑龜

城倒映飫湖水君岳斜連浮浪山逞勝争奇多少景收來皆在寸眸間

一意宇郡之試験相仕舞ひ得者湯町の松ニ乗り能儀郡安来江迄参りひ積ニ而船を命し置左れとも試験済之刻限も計り難きを以ていつ頃と申

事ハ命し置さりけるに案外ニ早く九半時頃ニ相済ヒニ付松ハ如何哉と相尋ヒ處いつニよりも宜敷由申出依而直ニ出しひ様命し處福庭氏酒を供し終而七時過頃松を発ス又同氏より心配を以て船中江夜食且酒肴を携へ右取扱之為一人を乗らしむ七半時過松江大橋邊ニ至る用向あるを以て田代響平宅江迄同人家来小次郎を上らしむ然れども銘

一未終公事可如何自二辞家日已多萬瓦都城斜照□憲舟猶作旅人過  
くとも家ニ帰ら須して始終船中ニ居而禹之門を過て入らざるにもた  
とふべきかなと申内詩一首を賦ス

一船頭のこゝにてハ舟目代之方江届いたし作法ニハ問島渡上り可申  
とて上りハ處餘程相待ヒヘ共帰り來ら須如何哉と申居ヒ内帰り来て  
申ヒは當所ハ船継立場ニハ間乗り替吳ヒ様との事也然處只今乗替て  
ハ萬々甚不都合なるのみなら須左様之作法ある事ハ是近曾而承りヒ  
事も無之何分いつれなりとも一人来れと申遣し呼寄せて色々及談判  
ハ得共始末附不申其方ニ而事之次第分り不申ヒ間船目代を呼へと申  
ハ處やゝありて船目代六右衛門といふもの來り過刻ハ恐入ヒ儀申上  
ハ此便御通行ニ而何之差障ハ無御座と相断ルニ付直ニ船を出須時ニ  
暮六時頃也右之通申出たるハ商ノ手前ニ而訳ある事と見ゆれとも委  
細分明なら須他日聞糺し置たきものなりそれより追々川下江出てよ  
り酒を始め福庭の持出し肴之内酎味噌を支度したりければ白魚を求  
て肴とし彼是ニ而酔を尽し持出し之握飯を喫して少しく眠りたる内  
はや安来ニ着松なりとて起されたりけるに既ニ四半時過なり

湯町の安来江七里渡海船ニ而武拾八貫文之由

一安来船場まで町役人并宿亭主等迎ニ出居不審ニ存し尋ヒ處今夕船ニ  
而出立せし事意宇郡ニ吏より申越したる由也それより宿ニ就ひ得者當郡  
西学ノ少助教心得原徹藏來ルそれより浴して又酒を出し飯を供し彼  
は談話して八半時頃寝ニ就く宿ハ山本屋新八といふ是近江戸往来な  
との定宿ニて拙者も度々宿りし家なり

四日陰不雨

朝起て歌一首を賦ス

朝戸あけて出る須なハちかをる也いつこのもり能梅か咲けん  
 一大庄屋天野又三郎中庄屋吉岡甚右衛門金藤友重西学ノ少得業生杉原  
 秀貞等追ニ来ル原徹藏も度ニ来ル且住江周衛来ル周兵衛ハ武右衛  
 門叔父ニ而昨年より當地ニ住居ス

四書五經明讀  
日本樂府講尺

安来町神職□曆伴  
野口美登理  
同人二男  
同漣次郎  
二字ヲ除ク  
十六才

右意宇郡福庭賢太郎ニ同し但格別ノ二字ヲ除ク

(頭書)

「詩題」

雨霽春色粲然

歌題

春情在鶯

一當時ニハ尚一宿いたし明日大根嶋へ渡る積ニテあれとも都合よく相  
 成ニ付暮六時過る船を発ハ船中ニテ詩一首を賦ス  
 日沈何恨去舟遲乘月消搖亦自奇海水望迷疑在夢沙禽声近似呼詩十  
 神山下揚帆處二子村邊繫續時夜色朦朧籠雨氣洲林渚樹淡難知

一大根島之都合詳ならざるに依て二子村なる中庄屋安部延四郎方江龍  
 越ス時ニ夜四時頃也

安来る大根島へ二里半計五合づゝの積合して四貫五拾文也

六日雨ふり四時頃より雨休ミ薄曇ニテ暖甚シ

一江島ノ小庄屋善一来ル當所ニ大子と称し生れしより二三歳ノ童子の  
 如く當年八歳なる者あり御覽じ給ハルやと申せしニ依て連れ來らし  
 手足太く口鬚あり陰毛大分生し万事十六七歳之男子之如し奇なりと  
 一朝兩得業生及ひ神職喜多□胤来ル又柏木某来ル名忘之杉ノ門人太か父なり 葵子一箱を  
 贈ル

一四時頃ノ洞正院江罷越し試檢いた須萬々如例□歌ノ題ハ意宇ニ同し  
 終而如左七半時

いふへし

一詩一首を賦ス左ノ如シ

自一辞家欲ニ旬來逢異服異言人松江在近却如遠細雨濛々孤島春  
余ハ此島へ始て渡りしか島の事なれハ言語衣服も自然ニ一體をなせ  
り食料ハ琉球芋のみにて米ハ年始節供氏神祭或ハ病氣之時ならてハ  
食せざるよし此島周回一里餘にして山なく水田稀なれハなりと聞ゆ  
一此島ハ意宇郡ニ属須れとも隔たりたる地ゆヘ別ニ学校一ヶ所取立度  
申出シニよりて是迄波入村之医師岡本立碩ニ當分世話役を命し置た  
り依而立碩宅ニ於て句讀どもを授け居たりしが右宅ハ手狭ニ付同じ  
波入村なる觀音寺ニて試檢を受け積依て宿ハ右寺之境内眺望よろし  
き一亭あれハ其亭へ手配置シ由延四郎申出乍去今日ハ萬々不都合  
之事あるニ依て明日試檢之積也

一八時頃より二子村を発して波入村觀音寺ニ至ル

二子村より波入村迄十五六丁計

一觀音寺之本堂より廊下を傳へりて行くニ平遠亭といふ亭あり伯耆大山  
之僧嗒然こゝに遊びし事ありと見えて書画種々ある内ニ平遠亭々号  
之額及び記文あり海水を見渡し能儀意宇二郡を望ミ眼下ニ經島つゞ  
き島などを見下し隨分美景なり遠眼鏡を出しこゝかしことなかめ居  
りし内ニ岡本立碩來ル立碩ハ始て逢ひけるによりて是迄修行之模様  
を相尋ね處是追させる修学もなき由年齢六十餘にして七十歳ニ近し  
若き時紙屋町ノ天野文庵方入塾して医学ひ儒書ハ山本安良ニ学  
ひし由さらは余か實父を知りシ哉實父ハ杉貞庵と号して則文庵の門

人なりと問へハ杉様ハ則相弟子にて自分入塾中ニ御養子ニ被為人い  
也と答ふさらば父之執ナリ豈ニ料らんやこの島に於而父の舊友に逢  
ハんとは依て尚近く寄らしめ色々物語せり扱此島に医師幾人ありや  
と問ふニ三人ありと答ふ家數幾何ありやと問ふに大島に大島と称するハ  
江島之小なるにに対する辯なるへし大島へ則鋏アマハ七百餘軒江島に六十軒辻合して八百軒辻あり  
諸島にして江島へ則蠍蛇島なり扱その三人と申いハ大島ニ在て江島ニハ医なし江島ハ伯耆弓漁に近  
く且海浅くして風波之患なく大島との間ハ海深く時ありて風波渡る  
へからざる事ありこゝを以て諸事弓漁を仰く医も亦然り故ニ大島ノ  
医江島に赴く事まづへなきなり扱大島のみにても一ト通りにてハ三  
人之医ニテハ不足なる様なれともこれにて十分なり此島之人ハ米を  
食する事すくなく琉球芋を以て常食とし美食する事なく諸事樸素に  
して病ある事も亦稀なり城下之人とハ大ニ異なりと答ふ

一夕七半時頃地震須暫くあり大ニ震須内に居りかたく本堂之前なる中  
庭ニ出居たり本堂動き樹木の左右に動く趣如何にも恐るへ支もの也  
尔し大なる損所もなしそれ少しつゝ問合ありてハ震ひ出せり然處  
平遠亭ハ石牆を積みあけたる上ニありて地震には些ト懸念の場所な  
るを以本堂の傍なる一ト間ニ轉居須時ニ中庄屋小庄屋其外之者見舞  
として来ル

七日晴今日も暖過常

一今日も時々地震須扱追々承るに大根島ハ元來岩にていつも地震輕き  
由尤新田ある所杯ハ地われて水を吹出せし所あり楫屋意宇杯東杯にハ大  
分損しあり弓漁も損所ある由松江邊之模様ハいまた知れ須

一午後試檢を始め萬々如例何も済たるハ八時頃なり詩歌之題を命須る

事能儀ニ同し

一八過頃より船にて波入浦を発し七過頃島根郡本庄ニ着須

波入より本庄江五十丁計傳流船にて實五貫九百文也但二子村ハ北之ニテ二子よりなれ

ハ一里計也又安来より島ニ赴くには波入浦ニ入るを便と須

一着船之節中庄屋木村常藏目代某當所番人小瀧理右衛門等迎ニ出るそ

れより富田屋徳三郎方江着ス

一本庄にて始而松江地震之趣を承りしに少々ツヽの損所ハあれとも大なる事なく勿論死傷等無之由先々安心せり尔し西郡ハ餘程之損所にて死傷もありし由也

(頭書)

「これより日々少シシヽハ必地震あり一月中休ます」

一幕合頃松江より飛脚到来小川氏ハ急用有之ゆ間諸事拙者ニ托し置早々可致帰郷旨申来依而直ニ船を命して帰ル陸なれハ三里船なれば五里にて二里の違ハあれとも夜事之儀にも有之訟之方可然との考にて四人水夫にて船を發ス尤附屬森城四郎ハ拙者之方ニ附添ひ而帰り不申松江より申來ひ内要用之儀左ニ抄し置

一山口島根縣權參事孝右  
衛門十二等出仕上村藤之丞正月廿七日東京出立来ル十二日松江着之答

一西村島根縣參事捨奉願免官廣島縣士池田徳太郎島根縣權令ニ被仰付来ル八日頃東京出立之答

一暮六前頃六過頃震それより度々震し晩に至て又大ニ震須

八日朝少々雨既にして晴

一五時頃本庄を発し四時頃川津村郡家に着須本庄より川津江二里

一大庄屋福井正三郎中庄屋三代万三郎宮廻藏七郎西学ノ大授業生宮崎船造今日試檢之上  
一等学生ニ申付迎ニ出る既にして木村常藏も来ル又多田本一郎来ル

本一郎ハ東京常詰之医師三瓶琳岱と申せしものにて當時川津村在宅之由

一市成村之善兵衛方江托して今晚帰る事を宿元江告ぐ

一九ツ半時頃より試檢を始め萬々如例詩歌題も能儀郡ニ同し相済むハ七時過なり左之通申渡ス

明讀 四書五經

五貫文

本庄町善重仲  
木村 貞太郎  
十五才

右出雲郡勝部陸市同文

一等學生

本庄町醫師  
宮崎立民

二等學生

別所村  
月坂右造

外ニ西學ニ而学生一人

一西學ノ教導所ハ坂本村安養寺なり南學ハ未た開ケ須川津ニテ一ヶ所南學西學合併にて開き外ニ東にて本庄或手角ニ一ヶ所西にて生馬ニ一ヶ所都合三ヶ所ニ相開き川津ノ分ヲ根本といたし来ル廿日より相始度ゆ間教官一人差向ケ吳ゆ様申出承知いたしゆ旨申置

一七半時頃船ニテ發ス松江ニ帰るハ暮六時頃也然レとも彼是都合之儀有之帰郷届ハ翌九日ニいた須

川津より松江迄一里計一升五合七百五十文  
一人二付一升五合七百五十文

### おわりに

桃文之助は、予定通り十郡を巡郷して二月八日（帰郷届は翌九日）松江に帰着した。この巡郷は廢藩置県の翌年であり、諸改革がつぎつぎと行われている時であつただけに、この間の日記の数カ所には時代の動きを思われるものも記されている。ともあれ、明治五年四月の県学校（修道館）の閉校、さらには、文部省布達第十三号（明治五年八月三日布達）の「今般被仰出候旨モ有之教育之儀ハ今尚又厚ク御手入可有之候處從来府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之義モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ隨ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事」の布達は、明治初年以来、郷校教育の促進において、その中心的役割を担つてきた桃文之助にとって、郷校および教導所がやつと軌道にのつてきたところであつただけにその心情がどんなであつたかは推測に難くない。巡郷の十郡は、明治六年三月の学区画定において、島根、意宇、秋鹿の三郡を第十八中学区として二十九小学区に分ち、能儀、大原、仁多、飯石の四郡を第十九中学区として一九〇小学区に分ち、神門、出雲、楯縫の三郡を第二十中学区として一七四小学区に分ち、それぞれ小学校設立が計画されたが、この時、近代学校への橋渡しをする任務をもつた郷校および教導所の存在意義は大きいものがあつたといえよう。しかし、近代学校設立状況に関する研究では、これまでどちらかといえば、郷校あるいは教導所の実証

的調査・研究の面がきわめて少ない。郷校あるいは教導所の実証的研究は、前近代的な幕末維新期の学校が学制公布とともに近代学校へ推移していく中で、どのように連続あるいは非連続していったかを知る上でも不可欠のものといわねばならない。その意味で、今後この方面での実証的研究の進展を期したい。

最後に、本史料は松江藩儒桃家の後裔で、今は亡き桃裕行先生（元・東京大学名譽教授）のご生前の折、先生のご厚意により筆者が写真複写したものである。あらためて先生の御靈に深く感謝申し上げる次第です。また、本史料の解説にあたっては、松澤和彦氏よりいろいろとご教示を賜つた。あわせてここに厚く感謝申し上げる次第です。

#### 註

- (1) 「儒学校日記」明治二年三月二十六日の条に「一助教河合謹藏訓導山本談咸園山勇永田穂積左之通議事院江及建言 一郷町讀書之人民政局ニ而御取調儒学校江出勤諸世話為致人物業等を試ゆ上夫々御使口ニ相成度事但村塾教授等も出府致り上被命度事」とある。これは、村塾教授を藩校において養成し、これを郷村に配置し庶民教育機関の統制管理を強化しようとしたものである。
- (2) 「公私要記十四」明治四年三月二十九日の条
- (3) 藩校の「学則」（明治四年五月四日学則改定）と合わせて制定された「教導所學則」（明治四年五月四日制定）は、前文に統いて学則十カ条と学則表が定められている。（島根県近代教育史編さん事務局編「島根県近代教育史 第三卷資料」十一頁十二頁）それによれば、教導所とは從来からある寺子屋や私塾に統一的な学則を授け、その施設のない地域には学則に従

つた教場を設け、これら全てを教導所と名付けたものである。

(5) (4) 文部省編「日本教育史資料二」四六五頁、臨川書店 昭和四十五年九月

教育史編纂会「明治以降教育制度発達史第一巻」三三八頁、教育資料調査会、昭和三十九年十月

(6) 「文部省第一年報」(明治六年) 八十六頁

(本学助教授・教育学)